

各県立学校長 様

高 校 教 育 課 長
 特 別 支 援 教 育 課 長
 健 康 体 育 課 長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする
 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から連絡がありました。今般の見直しにより、入院患者以外の有症状者及び無症状者の療養期間が短縮されましたが、特に学校においては、療養解除後も一定期間が経過するまでは、感染予防行動の徹底等が求められますので、下記の点に十分留意願います。

記

1 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の変更点

(1) 療養期間等

発症日又は検体採取日から以下の期間を経過後、療養期間の解除を可能とする。

区 分		見直し前（～9/6）	見直し後（9/7～）
有 症 状 者	入院患者	発症日から10日間 かつ 症状軽快後72時間	（変更なし）
	入院患者 以外		発症日から7日間かつ症状軽快後24時間 ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが 残存することから、検温など自身による健康状態 の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイ リスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高 い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着 用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお 願いする。
無症状者		検体採取日 から7日間	原則：検体採取日から7日間（変更なし） 短縮： <u>5日目の検査キットによる検査で陰性を確 認した場合は6日目に解除可能</u> ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが 残存することから、検温など自身による健康状態 の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイ リスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高 い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着 用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお 願いする。

※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せず解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合

(2) 療養期間中の外出自粛について

有症状の場合で症状軽快から 24 時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。

2 留意事項

- ・有症状者については発症日から 10 日間が経過するまで、無症状者については検体採取日から 7 日間が経過するまでは、検温など健康状態の確認やマスクの着用、高齢者等重症化リスクの高い方との接触等は避ける、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける等の感染予防行動の徹底を求めることとする。
- ・療養期間中も一定の場合に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされたものの、療養期間中の出勤、登校は必要最小限の外出としては認められない。

3 抗原定性検査について

上記 1 による抗原定性検査は自費検査となるため、保護者や本人が希望した場合に選択できるものであり、学校から検査を促すといったことがないよう留意する。

また、抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いることとされているので、適用にあたっては、保護者等へ丁寧に説明する。

なお、抗原定性検査の結果による出席停止の解除にあたっては、陰性の証明書等の提出は求めない。

<担当及び連絡先>

- 児童生徒に関すること
高校教育課指導第 1 班 電話番号 054-221-3114
特別支援教育課指導班 電話番号 054-221-2090
- 保健管理・給食・出席停止・臨時休業に関すること
健康体育課健康食育班 電話番号 054-221-3176
- 部活動に関すること
健康体育課学校体育班 電話番号 054-221-3123